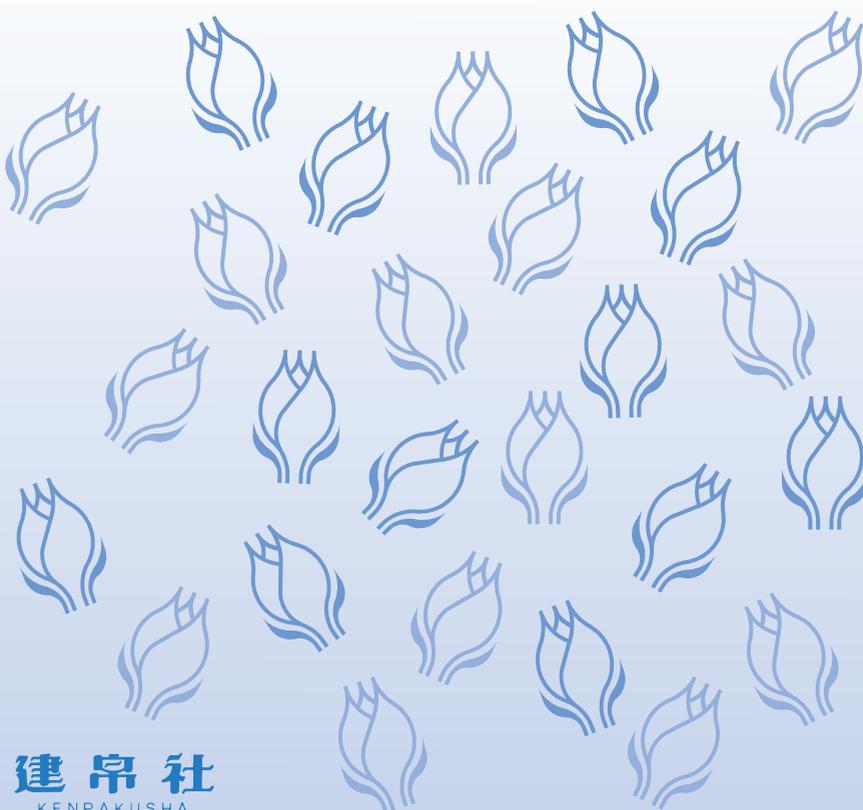


シードブック

乳児保育 I・II

科学的観察力と優しい心

古橋紗人子・中谷奈津子 編著



建帛社
KENPAKUSHA



はしがき

多くの赤ちゃん研究や長期的な追跡調査によって、乳児の有能さが科学的に立証され、乳児を取り巻く人的・物的環境の重要性が強く認識されるようになった。このことは、わが国における乳児保育の重要性と意義を明確にし、保育とその担い手である保育者そのものの質を問うものとなっている。子どもがかわいいという感覚や、従来の経験知だけで保育を行うのではなく、さまざまな学問領域の科学的根拠を基礎に、見通しをもって適切なサービスを提供し、かつ、広い見識から社会の動きを見極め親子の人権を保障するといった、質の高い保育のあり方が期待されるようになっている。

近年、外国にルーツをもつ家庭やひとり親家庭の増加、子どもの貧困や児童虐待の深刻化など、子どもを取り巻く環境は、ますます厳しいものになってきた。保護者の就労状況から、長時間保育や休日保育、病児・病後児保育等を利用する家庭も増加し、「家庭的」な雰囲気を経験することが難しい家庭の存在もある。一方で、すべての子どもは、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の成長・発達やその自立が図られることを保障される権利をもつ。保育所保育指針における基本原則には「現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」と、策定以来、その目標が大切に掲げられている。乳児保育が一般化した今こそ、家庭と保育所が緊密に連携をとり、子どもの発達を保障していくことが求められている。もちろん、保護者の子育てを支援し、家庭の養育機能を支えることが求められる場面もある。保育所で生活する子どもたちが、今を充実したものとして過ごせるように、また、未来に夢を抱く主体として育ちゆくように、保育者の果たす役割は大きい。

本書の前身は、2006（平成18）年「科学的観察力と優しい心」をサブタイトルとした「乳児保育」のテキストとして誕生した。多くの保育士養成校や現職の保育者等から使いやすいと評価をいただき、2016（平成28）年には第4版発行となった。新たな保育士養成課程が2019（平成31・令和元）年度から開始されることに伴い、新科目「乳児保育Ⅰ」（講義2単位）、「乳児保育Ⅱ」（演習1単位）の両科目を包括したテキストとして、本書の発行に至った。本書に

おいては、初学者が新しい保育所保育指針について理解を深められるように、その理念や内容を網羅的に盛り込んでいる。さらに、保育の実際を少しでも深く理解できるように、コラムやデイリープログラムなども資料として掲載した。特に、デイリープログラムでは子どもと直接かかわらない業務を盛り込み、保育実践の重層性と職員間の連携の大切さを伝えられるようにした。本文中では「保育所」「保育者」という用語で統一しているが、実際には乳児を保育する認定こども園や小規模保育などを含むものとして理解していただきたい。なお、保育士に特化した内容については、「保育士」という用語で説明している。

本書は、長年、保育・教育の研究者として保育者養成にかかわってこられた先生方と、若く情熱的な嘱託医、嘱託歯科医、保健師、そして経験豊富な現職保育士、絵本作家の方々に執筆していただいた。また、編集にあたっては、建帛社に最後まで根気よく見守っていただいた。心から感謝申し上げたい。

本書が、授業や研修で活用され、保育の質向上の一翼を担えれば幸甚である。子どもと家族、そして保育者自身の幸せを願う。

2019年5月

編者 古橋紗人子
中谷奈津子



も く じ

第1章 乳児保育とは	1
1. 保育所保育指針における乳児保育の考え方	1
(1) 乳児とは	1
(2) 乳児保育とは	2
(3) 乳児保育の重要性	3
(4) 保育所保育指針の記載にみる乳児保育	6
2. 乳児保育に求められる保育者像	7
(1) 「保育者になる」には	7
(2) 乳幼児期における保育の重要性と保育者	8
(3) わが国の先駆的な乳児の保育と保育者の役割	9
(4) これからの保育者に求められる役割	10
3. 乳児保育の普及と一般化	10
(1) 保育所の普及と乳児保育	10
(2) 乳児保育対策と乳児保育の普及	11
(3) 乳児保育の一般化	12
(4) 乳児保育の利用と女性の就業率の上昇	12
第2章 0, 1, 2 歳児の発達理解	14
1. 保育所保育指針と発達理解	14
(1) 3歳未満児保育の必要性和重要性の高まり	14
(2) 保育所保育指針とは何か	15
(3) 保育所保育における発達理解	15
(4) 発達区分と保育の内容—領域の考え方	17
2. 発達の流れと保育	19
(1) 子どもの発達と臨界期	19
(2) 新生児	20
(3) 乳児期の対他者行動	22

(4) 乳児期の運動発達	24
(5) 言語発達	26
(6) 困った行動	29
3. 養護の重要性	29
(1) 養護の考え方	29
(2) 食事と食育	33
(3) 睡眠と生活リズム	37
(4) 排泄について	43
(5) 歯の健康	47
第3章 アタッチメント（愛着）と子どもの発達	51
1. 「アタッチメント（愛着）」とは何か	51
(1) 特定の他者にくっついて安全・安心感を得ようとする行動の仕組み	51
(2) 「アタッチメント」と「愛着」	52
(3) アタッチメントに関係する概念	52
2. 子どもの発達におけるアタッチメントの重要性	53
(1) 乳幼児期のアタッチメントがもつ特別の意味—心と身体の発達への影響	53
(2) 心の発達への影響—アタッチメントを通したやりとりで育まれる社会性	53
(3) 脳と身体の発達への影響	56
3. 乳児期におけるアタッチメントの形成と発達のプロセス	
—4つの段階	57
(1) 第1段階（出生～3か月頃）—アタッチメント形成の前段階	57
(2) 第2段階（3～6か月頃）—アタッチメント形成の始まり	58
(3) 第3段階（6か月頃～2.3歳頃）—アタッチメントの形成と発達	58
(4) 第4段階（3歳頃以降）—「心の安全基地」の獲得と「自立」	60
4. アタッチメントの個人差	63
(1) アタッチメントの個人差とは	63
(2) 個人差はなぜ生じるのか—養育者のかかわり方	63
(3) 3つのタイプ	64
5. 養育者に求められること—「安全基地」の役割を果たすために	66
(1) 敏感性・応答性・一貫性	66
(2) 見守る姿勢でメリハリのあるくつき方を	67

6. アタッチメントと保育	67
(1) アタッチメントの広がり—母子関係からネットワークへ	67
(2) 保育者の役割の重要性—アタッチメントを大切にしたい良質な保育を	68
(3) 保育の現場で大切にしたいこと	69
第4章 0, 1, 2歳児保育と計画	71
1. 保育における計画の必要性と意義	71
(1) 保育における計画の必要性	71
(2) 乳児保育における計画の意義	72
2. 保育の計画の種類と作成	72
(1) 保育所における「全体的な計画」とは	73
(2) 「指導計画」とは	73
(3) 3歳未満児の保育における指導計画の作成	78
3. 指導計画の展開にあたって	79
(1) 柔軟な活動の展開	79
(2) 保育者に求められる多様な援助	80
4. 記録と保育の振り返り	81
5. 指導計画の実際—0, 1, 2歳児の個別指導計画を例に	82
(1) 0歳児クラスにおける個別指導計画の書き方	82
(2) 1, 2歳児クラスにおける個別指導計画の書き方	88
第5章 環境を通じた保育	89
1. 行為を働きかけ、応答する環境	89
2. 環境を通して行う保育	90
3. 乳児の保育における環境	90
(1) 安全な環境であること	90
(2) 安心できる場所であること	92
(3) 快適な生活が送れる場所	92
(4) 生き生きと主体的に活動できる環境	96
4. 乳児の音環境	99
第6章 乳児の遊びと援助	101
1. 乳児における遊びの重要性	101
(1) 遊びとは何か	101

(2) 乳幼児教育における遊びの位置づけ	103
(3) 乳児期の遊びを理解する	104
(4) 保育者の働き	106
2. わらべうた・ふれあい遊び	107
(1) 「わらべうた」とは	107
(2) わらべうたの効用	107
(3) わらべうたの指導方法	108
(4) わらべうたの実際	109
3. 絵本	110
(1) 絵本と保育	110
(2) 絵本の選び方	111
(3) 「読み語り」のポイント	113
(4) 絵本と環境の重要性	114
4. 手づくり玩具	117
(1) 子どもにとっておもちゃとは	117
(2) 手づくり玩具の有効性	118
(3) 具体的な手づくりおもちゃ	119
(4) 製作にあたっての留意事項	120
5. 乳児の造形	121
(1) 乳児の造形とは	121
(2) どのような活動があるのだろうか—活動のタイプ	122
(3) 乳児の造形と保育者の援助	125
6. 乳児のリトミック	126
(1) リトミックとは	126
(2) リトミックの目的	126
(3) 乳幼児期の発達	126
(4) リトミックを行う環境	127
(5) リトミックの風景	127
第7章 子どもの健康・安全・防災	130
1. 子どもの健康・安全	130
(1) 乳幼児の健康	130
(2) 乳幼児の安全—乳児に多い事故	139

(3) 安全管理とヒヤリ・ハット	141
2. 子どもと防災	144
(1) 保育と防災	144
(2) 避難訓練と日々の備え	146
第8章 子育て支援	150
1. 子育て支援の必要性	150
(1) 就労と子育ての両立の難しさ	150
(2) 乳幼児を知らないまま親になる	152
(3) 育児不安の増大	152
(4) 多様な背景をもつ家庭の増加	153
2. 子育て支援の姿勢と保育所の特性	153
(1) 子育て支援の姿勢	153
(2) 保育所の特性を生かした支援	155
3. 連絡帳の書き方	156
(1) 連絡帳とは	156
(2) 連絡帳の種類	157
(3) 連絡帳の活用と記入	158
(4) 記入上の留意点	158
(5) 今後の連絡帳のあり方	160
4. 他機関との連携	161
(1) 保育所における早期発見とその対応	161
(2) 主な関係機関と連携	161
5. 保育所における地域子育て支援の実際	163
(1) 一時預かり保育	163
(2) 子育て広場「わくわく」	164
(3) 「わくわくひろば」の記録から	165
6. 大学における子育て支援	168
(1) 大学が行う子育て支援事業のメリット	168
(2) 「すみれがーでん」の活動内容	168
(3) 「ぼっぼがーでん」(自由参加の親子が対象・学生参加なし)	170
(4) 母親同士が語り合う子育て支援の有効性	170

第9章 乳児保育における今後の課題と展望	171
1. 待機児童の現状	171
(1) 保育所等待機児童数の状況 171	
(2) 待機児童解消に向けた対策 171	
(3) 保護者による「保活」の動き 172	
(4) 保育の質と量の両立を目指して 173	
(5) 人口減少社会と保育 173	
2. 多様化する乳児の保育	174
(1) 家庭的保育・小規模保育 174	
(2) 乳児院 179	
3. 乳児保育の課題と展望	182
(1) 乳児保育における期待と課題 182	
(2) 保育の質の担保と向上のために 183	
(3) 保育者のワークライフバランスを大切に 185	
0, 1歳児デイリープログラム例	186
離乳の進め方の目安	189
参考文献	190
さくいん	196



第 1 章 乳児保育とは

1. 保育所保育指針における乳児保育の考え方

(1) 乳児とは

児童福祉法第 4 条には、「この法律で、児童とは、満 18 歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける」として、次のように記されている。

1. 乳児 満 1 歳に満たない者
2. 幼児 満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
3. 少年 小学校就学の始期から、満 18 歳に達するまでの者

このように、児童福祉法の「乳児」は、満 1 歳に満たない者と定義されている。

母子保健法でも、「この法律において「乳児」とは、1 歳に満たない者をいう」と定義されている（第 6 条）。なお同条には、「この法律において「新生児」とは、出生後 28 日を経過しない乳児をいう」ともされており、乳児の中に新生児という区分があることも示されている。

しかしながら、保育現場では、法律とは異なる解釈も存在する。それは、幼稚園が満 3 歳以上の幼児を対象としているので、保育所でも満 3 歳以上を幼児、満 3 歳未満を乳児とする考え方である。保育所では、0 歳だけを特別のクラスにするのではなく、0, 1, 2 歳や 0, 1 歳を年齢混合クラスとして運営することもあるので、3 歳未満を乳児クラスにしたり、0 歳児と 1 歳児のクラスを乳児クラスとするなど、乳児を 0 歳に限定しない慣習がある（入江、2016；八木、2016）。ちなみに日本航空の国際線では、2 歳未満を「幼児」、2 歳以上 12 歳未満の子どもを「小児」とするなど、業界によって定義はさまざまである。最後

に、学問的な視点として、心理学における乳児期について述べておこう。心理学では1歳半頃までを乳児期とし（高橋，2013；斎藤，2016），歩行や言葉，知能などの発達を考える際のおおむねの区切りとしている。

（2）乳児保育とは

乳児を対象とした保育が乳児保育であることはいうまでもない。児童福祉法では満1歳に満たない者を乳児としているので，乳児保育は，厳密には満1歳未満児に対する保育である。しかし，満1歳の誕生日を迎えたらクラス替えをするというのは現実的ではない。また先述のように，乳児にはさまざまな定義やとらえ方についての慣習がある。さらに，保育士等キャリアアップ研修ガイドラインで「乳児保育」の分野は，「主に0歳から3歳未満児向けの保育内容」とされている。こうしたことから，乳児保育のとらえ方には，かなり幅があると考えるのが適当である。

本書は，保育士養成課程で使用されるテキストを想定して編集した。そのため「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。雇児発第1209001号 平成15年12月9日，一部改正子発0427第3号平成30年4月27日）の別添1の内容を参考にしている。そこには，「乳児保育」とは，3歳未満児を念頭においた保育を示す」と指定されている。そこで本書でも，「乳児保育」とは，3歳未満児を念頭においた保育と定義しておく。

なお，2017（平成29）年に改定された保育所保育指針（2018（平成30）年4月施行）は，「第2章 保育の内容」を「1 乳児保育に関わるねらい及び内容」「2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容」「3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」と3つに区分している。さらに乳児保育では，「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という3つの視点，1歳以上3歳未満児の保育では「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」という5領域に沿って，ねらい，内容，内容の取扱いが明示されている。したがって，今後の保育現場では，さらに，乳児保育と1歳以上3歳未満児の保育を区別するようになると考えられる。

(3) 乳児保育の重要性

2017年の保育所保育指針の改定告示により、乳児および1歳以上3歳未満児の保育に関する記載が充実された。その理由は、以下の3つの点で、3歳未満児の保育の重要性が認識されたからである（社会保障審議会児童部会保育専門委員会、2016）。1つ目は、この時期は基本的信頼感の形成や学びの芽生えという観点からみて、発達にとって重要な時期であり、その時期の保育のあり方が、その後の成長や社会性の獲得に大きな影響を与えることが明らかになった点である。基本的信頼感の基礎となる愛着関係が保護者や保育士等の身近な大人との間に形成されることは、その後の心理社会的発達を着実なものとする準備につながる（例えば、ボウルビィ（Bowlby, J.）、1976；エリクソン（Erikson, E.H.）、1977；数井・遠藤、2005）。またこの時期の子どもは、主体的に周囲の人やものに興味をもち、直接かかわっていきこうとするが、そのような姿を「学びの芽生え」ととらえることで、生涯にわたる学びの出発点を規定することができる。

2つ目は、**社会情動的スキル**あるいは**非認知能力**（以下、社会情動的スキル）といわれるものを乳幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に影響を与えることも、近年の研究成果からわかってきた点である。子どもや青年期の若者が現代の社会で成功を収めるには、バランスのとれた**認知的スキル**と社会情動的スキルが必要である。重要な社会情動的スキルの一部は、幼児期から青年期の間に鍛えることができる（OECD、2018）。社会情動的スキルは、IQ（知能指数）などの認知能力以外の心の性質全般を意味するものであり、その絶対的基盤となるのが基本的信頼感と**アタッチメント**である（遠藤、2017）。

最後は、近年、3歳未満児の多くが保育所等（認定こども園、小規模保育事業等を含む）を利用するようになった点である。特に1、2歳の保育所等の利用率は、2008（平成20）年度が27.6%であったのが、2017年4月1日には45.7%と大きく上昇している。この上昇には、小規模保育事業など新たな保育の受け皿ができたことが大きいですが、認可保育所と同様に公費が使われていることを考えると、一定以上の保育の質の担保が必要であるのはいうまでもない。

このような重要性の認識が高まったことに対して、2008年に告示された保育所保育指針では、保育の内容がすべての年齢を通じた記載となっており、特に、3歳未満児に対する部分が読み取りにくいとの声もあった。そこで次に、

表 1-1 1999（平成 11）年通知の保育所保育指針の「ねらい」の記載内容

6 か月未満児	6 か月以上 1 歳 3 か月未満児
<p>(1) 保健的で安全な環境をつくり、常に体の状態を細かく観察し、疾病や異常は早く発見し、快適に生活できるようにする。</p> <p>(2) 一人一人の子どもの生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。</p> <p>(3) 一人一人の子どもの状態に応じて、スキンシップを十分にとりながら心身ともに快適な状態をつくり、情緒の安定を図る。</p> <p>(4) 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めて、健やかな発育、発達を促す。</p>	<p>(1) 保健的で安全な環境をつくり、体の状態を細かく観察し、疾病や異常の発見に努め、快適に生活できるようにする。</p> <p>(2) 一人一人の子どもの生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。</p> <p>(3) 一人一人の子どもの甘えなどの依存欲求を満たし、情緒の安定を図る。</p> <p>(4) 離乳を進め、様々な食品に慣れさせながら幼児食への移行を図る。</p>
<p>(5) 安全で活動しやすい環境の下で、寝返りや腹ばいなど運動的な活動を促す。</p> <p>(7) 安心できる人的、物的環境のもとで、聞く、見る、触れるなど感覚の働きが豊かになるようにする。</p>	<p>(5) 姿勢を変えたり、移動したり様々な身体活動を十分に行えるように、安全で活動しやすい環境を整える。</p> <p>(7) 聞く、見る、触るなどの経験を通して、感覚や手や指の機能を働かそうとする。</p>
<p>(6) 笑ったり、泣いたりする子どもの状態にやさしく応え、発声に应答しながら喃語を育む。</p>	<p>(6) 優しく語りかけたり、発声や喃語に应答したりして、発語の意欲を育てる。</p> <p>(8) 絵本や玩具、身近な生活用具が用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心が芽生える。</p>

1 歳 3 か月以上 2 歳未満児	2 歳児
<p>(1) 保健的で安全な環境をつくり、体の状態を観察し、快適に生活できるようにする。</p> <p>(2) 一人一人の子どもの生理的欲求や甘えなどの依存欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。</p> <p>(3) 様々な食品や調理形態に慣れ、楽しい雰囲気のもとで食べることができるようにする。</p> <p>(4) 一人一人の子どもの状態に応じて、睡眠など適切な休息をとるようにし、快適に過ごせるようにする。</p> <p>(5) 安心できる保育士との関係の下で、食事、排泄などの活動を通して、自分でしようとする気持ちが芽生える。</p> <p>(6) 安全で活動しやすい環境の中で、自由に体を動かすことを楽しむ。</p> <p>(8) 身の回りの様々なものを自由にいじって遊び、外界に対する好奇心や関心を持つ。</p> <p>(7) 安心できる保育士の見守りの中で、身の回りの大人や子どもに関心を持ち関わろうとする。</p> <p>(9) 保育士の話しかけや、発語が促されたりすることにより、言葉を使うことを楽しむ。</p> <p>(10) 絵本、玩具などに興味を持って、それらを使った遊びを楽しむ。</p> <p>(11) 身近な音楽に親しみ、それに合わせた体の動きを楽しむ。</p>	<p>(1) 保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。</p> <p>(2) 一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。</p> <p>(3) 楽しんで食事、間食をとることができるようにする。</p> <p>(4) 午睡など適切に休息の機会をつくり、心身の疲れを癒して、集団生活による緊張を緩和する。</p> <p>(5) 安心できる保育士との関係の下で、食事、排泄などの簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。</p> <p>(6) 保育士と一緒に全身や手や指を使う遊びを楽しむ。</p> <p>(8) 身の回りのものや親しみの持てる小動物や植物を見たり、触れたり、保育士から話を聞いたりして興味や関心を広げる。</p> <p>(7) 身の回りに様々な人がいることを知り、徐々に友達と関わって遊ぶ楽しさを味わう。</p> <p>(9) 保育士を仲立ちとして、生活や遊びの中で言葉のやりとりを楽しむ。</p> <p>(10) 保育士と一緒に人や動物などの模倣をしたり、経験したことを思い浮かべたりして、ごっこ遊びを楽しむ。</p> <p>(11) 興味のあることや経験したことなどを生活や遊びの中で、保育士とともに好きなように表現する。</p>

これまでの保育所保育指針の記載内容についてみていくことにしよう。

(4) 保育所保育指針の記載にみる乳児保育

2008年に告示された保育所保育指針には、「保育の実施上の配慮事項」として「乳児保育に関わる配慮事項」が5項目、「3歳未満児の保育に関わる配慮事項」が6項目記載されているだけであった（これらの項目は現行の指針にも記述がある）。これ以外は、各保育所の創意工夫に任されていたのである。では保育所は、どのように乳児や3歳未満児に対する保育を実施してきたのであろうか。実は1999（平成11）年に通知された保育所保育指針では、発達過程区分ごとにねらいや内容が記載されており、実践現場では、それに基づいていねいに保育が実施されてきていたのである。表1-1は、1999年通知の保育所保育指針における2歳児までの「ねらい」の記述を示したものである。この表を横に比較してみよう。例えば、6か月未満児では「(1) 保健的で安全な環境をつくり、常に体の状態を細かく観察し、疾病や異常は早く発見し、快適に生活できるようにする」となっているところが、6か月以上1歳3か月未満児では「(1) 保健的で安全な環境をつくり、体の状態を細かく観察し、疾病や異常の発見に努め、快適に生活できるようにする」(下線、筆者)となっている。「常に」がなくなり、「早く発見し」が「発見に努め」になっていることがわかる。当時、「常に」は5分に1回などと考えられており、6か月未満児には5分に1回観察を実施している園もあった。このように1999年の指針では、その時期にどのようなかわりが必要かが明示されており、これに基づいて保育が展開されていたのである。

さて、いよいよ現行の指針に焦点を当てよう。乳児保育では3つの視点、1歳以上3歳未満児の保育では、3歳以上児の保育と同じ5領域に沿って、ねらいと内容が記載されている。それぞれについては後の章に譲り、ここでは、3つの視点と5領域の關係に焦点を当てて解説する。この關係を示したものが図1-1である。図の背景は「養護」になっており、すべての視点に養護が前提になっていることが読み取れる。5領域が5つの輪で示されており、その輪が重なっていることもわかるであろう。この時期は5領域が相互に關係しており、分けられないことを示しているのである。